

# 松阪地区だより

令和5年3月1日  
松阪地区交通安全協会  
☎0598-52-5431

## 自転車安全利用五則 改正！

**旧**

～自転車安全利用五則～

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
4. 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

**新**

～自転車安全利用五則～  
(令和5年4月1日施行)

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

これからはすべての自転車運転者に対し、ヘルメット着用が努力義務化されます！

また、幼児・児童を保護する責任のある者は、幼児・児童を自転車に乗車させる時にも着用するように努めなければなりません。

ココがポイント！



**頭部を守りましょう！**



自転車乗用中の交通事故において、頭部の損傷は生死を分けるといっても過言ではありません。

平成29年から令和3年までの5年間の合計では、ヘルメットを着用し、頭部を守ることの大切さが分かる結果となっています。(※警察庁データ参考)

自転車乗用中死者の致命傷部位

**約6割が  
頭部！**

ヘルメット非着用者の致死率

**着用者より  
約2.2倍高い！**